

**事務委託に係る規約（案）骨子について
（大阪の成長戦略 ほか2件）**

副首都推進局

大阪の成長戦略等に関する事務の委託に関する規約（案） 骨子

1 趣旨

- ・府市一体条例に基づき、府市一体で大阪の成長及び発展に関する基本的な方針の策定及び進捗管理に関する事務について、大阪市から大阪府に委託するために必要な事項を定める
- ・事務の執行においては、府市で連携調整を図り、戦略の策定事務等を円滑に進める

2 事務委託の対象となる戦略等

大阪市は、次の戦略の策定（変更を含む）及び進捗管理に関する事務の管理及び執行を地方自治法第252条の14の規定により大阪府に委託する（広域にわたる事項に係る部分に限る。※）。

※「広域にわたる事項」の範囲は、今後、各部局と細部を調整

- ・大阪の成長戦略
- ・大阪の再生・成長に向けた新戦略
- ・万博のインパクトを活かした大阪の将来に向けたビジョン

3 委託事務の手続き

- (1) 大阪府は、大阪市の協力を得て、戦略（案）を作成する
- (2) 戦略（案）について、副首都推進本部（大阪府市）会議において協議する
- (3) 大阪府は、大阪市における事業等の実施状況等の情報提供を受けて、進捗管理を行う

4 委託事務の実施主体

- ・委託事務の執行は、大阪府政策企画部で行う
- ・委託の執行については、大阪府の条例・規則その他の規程による
- ・知事は、委託事務に適用される条例等を新たに制定・改廃した場合は、直ちに市長に通知する

5 円滑な実施に向けた府市の連絡調整の場

- ・府市は、戦略等の策定(変更)から進捗管理に至るまでの連携調整を適切に図る

6 経費負担等・予算決算

- ・委託事務に要する経費は市の負担とし、その細目は、知事と市長が協議の上、別に定める
- ・知事は、管理・執行に係る予算を分別して計上するとともに、決算を公表したときは大阪市長に通知する

7 委託事務の変更又は廃止の協議

- ・委託事務の状況の変化に適切に対応できるよう、規約の変更又は廃止に係る申出があった場合には、当該申出に対し、副首都推進本部会議において誠実に協議する

8 委任等

- ・規約に定めのない事項や規約に関する疑義が生じたときは、知事と市長が協議して定める

9 施行期日

- ・議決後速やかに施行する